

第三十五条の三 第十七条第二項の規定による幼

稚園等の建設に必要な資金の貸付けを受けた者及び同条第四項の規定による貸付けを受けた者(新住宅市街地開発事業に關し同項の規定による貸付けを受けた者を除く。)で同項第二号に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる政令で定める事業に關し同項に規定する関連利便施設の建設に必要な資金(関連利便施設の建設に附随する土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を含む。)又は関連公共施設の整備に必要な資金について同項の規定による貸付けを受けたものは、当該貸付金に係る幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権を幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設の資格、賃借人又は譲受人の選定方法その他貸又は譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、賃貸し、又は譲渡しなければならない。

2

第三十五条第二項の規定は前項の規定による賃貸について、前条第三項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等若しくは関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備」と、「土地又は借地権の取得」とあるのは「土地若しくは借地権の取得又は土地の取得及び造成若しくは土地の造成」と、「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設の賃料」と、前条第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「又は土地の取得及び造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「関連利便施設の建設に必要な費用(関連利便施設の建設に附随して土地の取得及び造成又は土地の造成を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)、関連公共施設の整備に必要な費用(関連公共施設の整備に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含む。)」と、「住宅、土地又は借地

権」とあるのは「幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権」と読み替へるものとする。

第四十六条第一項中「左の各号」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者が、次の各号に改め、同項第二号中「貸付けを受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を削り、「第三十五条第一項の下に「又は第三十五条の三第一項」を加え、同項第二号中「前号の者が、」削り、「第二項の下に「第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。」を、「家賃」の下に「又は賃料」を加え、同項第三号中「貸付けを受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者が、」を削り、「第三十五条の二第一項の下に「又は第三十五条の三第一項」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改め、同項第四号中「前号の者が、」を削り、「第三項の下に「第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)
第二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「左」を「次に」に改め、「第一号に掲げる者のうち中小企業等」にあっては、「第一号」を「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「貸し付けの下に」を「又は譲渡す」を加え、同項第二号中「貸し付けせしめの下に」を「又は譲渡せしめ」を加え、同項第三号中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付けの下に」を「又は譲渡す」を加える。

第八条第二項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」に改める。

第九條の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項の表以外の部分中「戸当り」を「戸当たり」に、「左」を「次に」に、「産業労働者住宅」を「住宅」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「第七條第一項第一号又は第二号の規定に該当するもの」を「第七條第一項第一号の規定に該当するもの(譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。又は同項第二号の規定に該当するもの(事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。))」に、「第十七條第一項の規定による」を「第十七條第一項若しくは第二項の規定による」に、「同項第四号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第三十五條の二第一項、第三項又は第四項」を「第三十五條の二第一項、第三項(第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。若しくは第四項又は第三十五條の三第一項)に改める。

第十三條の見出し中「家賃その他の賃料」を「賃料及び譲渡」に改め、同条第一項中「賃料の条件」の下に「及び譲渡価額その他の譲渡の条件」を加え、同条第二項中「貸し付けの下に」を「又は譲渡し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定に基づき譲渡する場合、この限りでない。

第十三條の二第一項中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付け」の下に「又は譲渡す」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

2 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第一項」の下に、「第二項又は第四項」を加え、「以下本条において同じ。」を「この条及び第九條において同じ。」、幼稚園等(公庫法第十七條第二項に規定する幼稚園等をいう。以下この項において同じ。の建設又は関連利便施設(公庫法第十七條第四項に規定する関連利便施設をいう。以下この項において同じ。の建設に、「貸付」を「貸付け」に改め、「できる住宅」の下に、「幼稚園等又は関連利便施設」を、「防寒住宅」の下に「又は北海道の気象に適した防犯的な構造及び設備を有する幼稚園等若しくは関連利便施設」を、「かつ」の下に「住宅にあっては」を加え、「でなければならぬ」を「でなければならず、幼稚園等又は関連利便施設にあっては、主要構造部を耐火構造(公庫法第二條第三号に規定するものをいう。以下同じ。とした幼稚園等若しくは関連利便施設又は主要構造部を耐火構造とした幼稚園等若しくは関連利便施設以外の幼稚園等若しくは関連利便施設で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二條(用語の定義)第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものでなければならぬ」に改め、同条第二項の表以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「戸当り」を「戸当たり」に、「左」を「次に」に改め、同項の表中「貸付金額」及び「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項の規定による貸付」を「第一項の規定による貸付け」に、「同条第二項の規定による貸付」を「同条第二項の規定による当該住宅の建設に附随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付け」に改める。

第九條第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、「(中小企業者等(融通法第二條第四号に規定する中小企業者等をいう。以下本条において同じ。))」にあっては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本条において同じ。を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項の表以外の部

分中「貸付」を「貸付け」に改め、「中小企業者等」の下に「(融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「一戸当り」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条を」を「この条」に改める。

(登録税法の一部改正)

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九号第十一号ノ四中「又ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノ」を「若ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノ又ハ産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号若ハ第三号ニ掲グルモノ」に、「住宅」を「建物」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項を削る。

第七十四条中「家屋を建築して譲渡すること」を「家屋を建築し、又は新築の家屋を譲渡すること」に改める。

(地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号の二を次のように改める。

九の二 地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条

第一項若しくは第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する土地とあわせて取得し、若しくは造成する土地若しくは住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の取得若しくは造成とあわせて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの

第七十三条の二十四第一項第二号中「住宅を新築して譲渡することを業とする者」を「新築の住宅を譲渡する者」に改める。

(経過規定)

住宅金融公庫の貸付金額の限度及び利率に關しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法の規定は、住宅金融公庫が昭和四十一年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したもののから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

住宅金融公庫の業務の範囲を拡大して、賃貸住宅又は分譲住宅の建設とあわせて建設される幼稚園等の建設並びに新住宅市街地開発事業等による利便施設の建設及び公共施設の整備に必要な資金を貸し付けることができることとし、賃貸住宅又は分譲住宅のある中高層耐火建築物等の非住宅部分の建設に必要な資金の貸付限度を引き上げることとする。同時に、産業労働者に住宅を譲渡する事業者等に対し、その住宅の建設に必要な資金を貸し付けることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号を次のように改める。
一 政府職員(非常勤の者を除く。)

第十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第二十条中「副総裁一人」を「副総裁二人」に改める。

第二十四条及び第二十五条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第三十一条中「行」を「行なう」に改め、同条第九号中「前八号」を「前各号」に、「並びに」を「」に改め、「施設の建設及び賃貸その他の管理」の下に

「並びに住宅の建設又は宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備」を加え、同条を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「土地区画整理事業」を「土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の二号を加える。

九 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律(昭和三十三年法律第九十八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律(昭和三十三年法律第九十五号)による工業団地造成事業を施行すること。

第三十一条第六号中「前五号」を「前各号」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 公団が賃貸し、又は譲渡する住宅の建設及び公団が賃貸し、又は譲渡する宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条第一項中「(新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。)」を削り、「(新住宅市街地開発事業による施設の建設及び譲渡を除く。)」を行うときは「を」を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「前項の基準」を「前項の建設省令で定める基準」に改める。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百

三十八号)附則第一項ただし書の政令で定める日までの間は、改正後の日本住宅公団法第三十一条第十号中「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」とあるのは、「首都圏市街地開発区域整備法」とする。

(地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号を次のように改める。

九 日本住宅公団が日本住宅公団法(昭和三十三年法律第五十三号)第三十一条第二号に規定する業務(同条第九号に規定する業務のうち住宅の用に供する宅地に關するものを含む)の用に供する土地又は同条第二号の宅地とあわせて造成する土地若しくは住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の造成とあわせて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの

理由

日本住宅公団に副総裁一名を増置するとともに、同公団の業務の範囲を整備し、及び拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇谷垣政府委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民が建設する住宅に必要な資金及び産業労働者住宅に必要な資金を融通する等により、住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりました。

この法律案は、最近の公庫の貸し付け金に対する要望及び公庫の業務運営の実際にかんがみ、公庫の業務の範囲を拡大するとともに、既存の貸し付け制度の改善等を行なうとするものであります。

す。

その要旨を申し上げますと、まず住宅金融公庫法の一部改正でありますが、第一は、公庫の融資を受けて建設される集団住宅の居住者の利便を増進するため、賃貸住宅または分譲住宅の集団的建設に伴って必要となる幼稚園及び児童保育施設の建設資金を融通する道を開くこととするものであります。その貸し付け限度額は、住宅の場合と同様とし、利率は年六分五厘、償還期間は十年以内としております。

第二は、大規模な宅地造成事業すなわち新住宅市街地開発事業またはこれに準ずる事業を行なう場合には、宅地造成に伴って居住者の利便に供する施設及び道路、公園、下水道等の整備が必要となりますので、現在実施している学校施設への融資のほか、幼稚園その他の利便施設の建設及び道路、公園、下水道等の公共施設の整備について、融資の道を開こうとするものであります。その貸し付け利率も現行の年七分五厘を年六分五厘に引き下げることとしております。

第三は、公共的な賃貸住宅または分譲住宅と一体となって建設される中高層耐火建築物等の非住宅部分すなわち店舗、事務所等について、その貸し付け限度額を現行の八割から九割に引き上げることにより、市街地の高度利用を一そう促進することとするものであります。

第四は、一般の中高層耐火建築物等の適正な使用を確保するため、住宅部分の用途変更についての規制を強化し、非住宅部分の用途変更の場合と同様に、建物全体の貸し付け金について繰り上げ償還の請求ができるようにするものであります。

第五は、公庫の宅地造成事業量の増大に対処し、宅地造成融資部門の増強をはかるため理事を一名増員するとともに、役員の欠格条項につきまして所要の改正を行なうとするものであります。

次に、産業労働者住宅資金融通法の一部改正であります。公庫の貸し付け対象を拡大し、新たに、事業者等がその使用している従業員に対し、住宅を建設し、または購入して譲渡しようとする

場合に、その建設資金または購入資金を融通する道を開き、事業者等の協力に相まって勤労者の持ち家取得を容易にしようとするものであります。

この場合の貸し付け条件は、従来の社宅建設融資の場合と同様としております。また、これらの譲渡条件等につきましては、譲渡を受ける者の負担能力を考慮して適正に定めることとしております。

これらの改正に伴い、北海道防衛住宅建設等促進法について、北海道において建設される幼稚園等の利便施設は、北海道の気象に適したものでなければならぬものとする等、所要の改正を行なうとともに、登録税法、租税特別措置法及び地方税法について、事業者等がその従業員に譲渡するための住宅及びその敷地にかかわる登録税及び不動産取得税の減免について所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、同じくただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、公団が行なう住宅の建設及び宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備等を公団の業務に加えることとしたしました。

公団が住宅の建設または宅地の開発を行なうにあたっては、道路、下水道等の公共の用に供する施設が適切に整備されることが必要でありますので、これらの施設の整備等を公団が施行することができるようにするものであります。

次に、新住宅市街地開発事業及び首都圏、近畿圏における工業団地造成事業を施行することを公団の業務の範囲に規定することとしたしました。

公団は、新住宅市街地開発法、首都圏市街地開発区域整備法並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律において、それぞれ事業の施行者として規定されてお

ますので、公団法におきましても、これを明らかにすることとしたものであります。

次に、公団の副総裁を一名増員することとしたしました。

公団が宅地開発事業を強力に推進してまいりましたためには、従来の組織機構では不十分であり、宅地開発部門を拡充強化する必要があるもので、これを担当する副総裁を置き事業を推進するためであります。

なお、公団の管理委員会委員及び役員の欠格条項についても所要の改正を行なうとともに、公団が建設する家屋で、国、地方公共団体が公用または公共の用に供するものを不動産取得税の非課税の対象に加えることとしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○田村委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

なお、本日は、本件調査のため、日本道路公団總裁上村健太郎君が参考人として御出席になつております。同君の御意見は、質疑応答の形式でお聞きすることにしたと存じますので、さよう御了承願います。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井谷正吉君。

○井谷委員 先日の当委員会におきまして、大臣は、最近急増する道路交通需要に対処するとともに、国土の総合的開発と均衡ある発展をはかるために、全国的規模における高速道路の建設を要として、このために高速自動車国道網をすみやかに策定してその計画的な建設を推進するとの所信を表明されました。また、政府は近く本国会に高速自動車国道建設法案なるものを提出して本委員会

の審議を求められるようでありまして、私は、大臣が高速自動車国道の建設について、このたびかつてない積極的な姿勢を公に出されましたことは、わが国の道路行政の一大前進であると思つて、欣快しております。だが、大臣の述べられました先日の所信表明はきわめて概念的なものでありますから、私はここに三、四の具体的な問題について、大臣の率直な御答弁をお願いしたいと思ひます。

第一は、御承知のように、高速自動車道には議員立法が非常に多いのでありまして、前国会におきまして三本の議員立法がなされました。私は、わが国が民主議会でありまして以上は、原則として議員立法は正しいと信ずるものでありますけれども、遺憾ながらわが国の民主議会というものは、設立の日が浅うて、いまださうぶる幼稚でありますために、この種の立法になりますと、ややもすれば国家的な大所高所からものを判断するのではなくて、第二義的な、限られた特殊地域の利便に偏し、あるいは議員の選挙区に對しまする配慮等が加わるきらいがなきにしもあらずと思ひのであります。しかしながらこれは私は政府の側にも大きな責任があると思ひのであります。なぜならば、高速自動車道が今日近代輸送交通の中堅をなすものであり、経済、文化の興隆発展とその向上には、一に高速自動車道の建設に期待されているにかかわらず、政府の高速自動車道路網に對する企画、構想が実にもこととして徹底を欠いていて、こういうことが言えると思ひのであります。ゆえに私は、この際政府が率先してわが国の高速自動車道路網の基本を策定して、言うなれば、われわれ議員が待ち切れないで思ひの立法をいたさないで済むような、合理的なしかも積極的な企画を国家的見地からすみやかに策定されたいと思ひのであります。

そこで、大臣にお伺ひしたいのは、政府は今国会に高速自動車国道建設法案を提出されまして、高速自動車道の予定路線をお定めになるようであるのでありますが、高速自動車国道網の整備

をはかるためにその予定路線を定めると、従来ありました国土開発縦貫自動車道建設法との関連は一体どうなるのであるかということであり、また、それで、国土開発縦貫自動車道建設法により、建設に關する基本計画は、総理大臣が立案をいたしまして、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経てこれを決定する、こうなっております。新高速自動車道建設法によって高速自動車道建設を決定する場合に、これらとの関連はどうなっていくかということであり、また、国土開発縦貫自動車道建設法において、その第三條に、国が建設すべき高速自動車道の予定路線を定めておきます、その中に四国及び北海道の自動車道については別にまだ法律で定まっております。大臣は高速自動車道建設をすみやかに策定してその計画的な建設を推進すると申されておりますが、この北海道及び四国の高速自動車道についてはどういふお考えをお持ちされるか。議員が立法するまでお待ちになるお考えでありますか。この点をまず第一にお伺いしたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 まず最初に、いまの御質疑に對しては、いまだにありますが、私はお聞きのとおり、この点を痛めておりますので、議員各位の御同情によりまして、あまりのどを使わぬようにということをお願いいたしておきます。そういうことで、まことにありがたう思っております。そういうことでできるだけの簡潔にということでございますから、簡単に答えたいと思います。

いまお話し、縦貫自動車道その他のいわゆる高速自動車道の法律提案についてのお話であり、また、結論を申し上げます、全国の高速自動車道建設というのを従来からずっと検討しておるわけでありまして、今後十年ないし十五年の将来の日本の産業、経済、文化等を想定いたしまして、そして、その道路網を策定し、しかもこれを建設することが国の今後における道路政策の基幹である、かように考えまして、せっかくながら提案を急いでおるところであります。いろいろな手

続が要りますが、日時の点は、はっきりいたしませんけれども、おそくとも三月中旬くらいまでには国会に御提案をいたしたい、かように考えております。

国会が制定された事態がたゞさんありまして、むしろこういふ国家の基本的な政策について、国会みずから率先して従来おやりになったことは、これは大いに敬意を表すべき問題であると思っております。ただ、いまお話しのとおり、やはり何といたしまして、建設省あるいは政府に、やほり何といたしまして、その専門的な調査、検討をする機関でありますから、全国的な組織の道路網というものはやはり積極的に建設省が担当して、そしてその案を国会にはかるのが適當であろう、こういう判断をいたしまして、いまの措置をとりたい、こういうこととあります。その構想は、縦貫自動車道を軸といたしまして、全国に必要な路線をこの際網羅する、こういう考え方に立てておりますから、縦貫自動車道法その他の単独立法であります、約五千キロでありますけれども、それを統一した法体系にしたい、これが第一点であります。したがって、いまお話し、北海道、四国の道路網も全部これに網羅したい、こういう構想でいま案を作成中でございます。こういうこととあります。

○井谷委員 この四国の高速自動車道につきましては、自民党さんのほうにおきまして最近二つの案が練られておるようであります。いわゆる四国の島をアラビア数字の8の字型に各県庁の所在地をくるくる巡回する、こういうのが第一次の案であつたようであります。ところが、これが改められまして、今度は8の字の上下のまるのあるところだけのけいわゆるX型になりまして、もはやこれが決定的なものであるというふうな地方では宣伝をされておりますが、私はこんなばかげたことではないと思つております。というのは、大臣もひとつお考えを願いたいことは、本州から離れた四国の島、しかも四国全島と申しまして、岩手県そこそこの四国の島に8字型で高速自動車

がくるくる回つてみたり、あるいはしり切れトンボのX型で高速道をつけてみしても、これはわが国の総合的な国土開発の上には何らの価値がないものだと思つております。

そこで、私の考えます四国総合開発ないし国土開発というものは、四国が西は九州と連絡直結し、東は阪神、近畿の近畿圏の経済と直結をする。要はこの四国の孤島性を脱却するという観点に立脚せねばならぬと思つております。四国横断の大動脈であるこの高速自動車道を、そういう意味において建設してこそ私は意義があると思つております。これはただ単に私の独断ではございません。先年建設省、自治省が国連から招かれたワイズマンの報告を見ますと、ワイズマンは、第二東西幹線という名前のもとに、西は長崎から大分の九州横断、大分からは愛媛県の佐田岬、三崎町から徳島に出る、こういう路線を發表しておるのであります。高速自動車道を国家的な重要性に結びつける意味においては、私はこれが一番最適の路線であると思つておるのであります。すでに前国会におきまして長崎—大分間の九州横断の高速自動車道建設の法案は成立をいたしておりました。さらにこれは、當時この法案の提案理由を御説明になった馬場さんのお話によりまして、この九州横断の高速自動車道の目的とするところは、四国横断の高速道に結びつけて京阪神、近畿に直結するものであるということをおかれておるのであります。したがって、私は、この四国と8の字やX型で、こういう大局から見れば縁のないやり方は不適であると思つておるのであります。これは四国高速自動車道を企画する上においての重大な問題でありますから、大臣の御所見を承りたいと思つております。

○瀬戸山国務大臣 全国高速道路網を策定しますについては、いまどこでどこからどこまでということをおし上げる段階にはなつておりません。したがって、基本的な考え方だけを申し上げておきますが、いま結論的なことを申し上げますと、まあいま申し上げられたようなことは、十分勘案すべきものだと考えておることが一点であります。先ほど申し上げましたように、少なくとも十年、十五年あるいは二十年の将来を考へての私どもは道路網を策定したいということで、これは省内のみならず、いわゆるそのほかの、道路ばかりでなく、この構想をつくり出すについてはいろいろ各方面の専門家、学識経験者等の意見を徴しておるわけであり、また、なお地元各地域のいわゆる意見も徴しておるわけであり、そういうことで現在の地方における重要な地点、あるいは将来の産業、経済——これは現在の状態だけに限するわけではございませんから、将来のしかるべき地点、重要な地点、こういうところをおおむね二時間以内で高速自動車道に連絡ができる。これは一般道路の整備がずっと進みますから、全国の重要な地点は二時間以内で高速自動車道に乗ることができる。こういう一つの条件といふことが、基本的な考え方、あらゆる面からいろいろ検討して策定をいたしたつたわけであり、また、

四国の場合、8の字という構想もありました。しかしこれは、将来五十年、百年先を考へるといふこともいろいろ出てくるでしようけれども、いまの段階では十五年ないし二十年先を私どもは想定をして、各般のデータから検討しておるわけでありまして、そういう時点における道路網という考へ方であつて、そういうことから、全国を8の字にしたり、海岸線を全部つくるというふうなことは、現在でもできませんし、必要を感じておらないわけであり、また、四国の場合は、いまお話しになりましたようなことも十分考慮に入れます。策定をいたしたい、こういう考へ方であることを申し上げておきたいと思つております。

○井谷委員 次は国道整備についてお尋ねをいたしたいと思つております。私は、今回大臣が一般道路の整備促進にも積極的な熱意をお示しになったことに、非常に敬意を表しておるわけであり、従来、一つの県が他県と接続をいたしております道路、その建設當時は県道ないし郡道でありました。これが両県の物

資交流、交通の上に非常な役割を果たして、現在においてもますますその重要性を増しております。さらに将来、より以上の使命を、あるいはまたその道路としての効果をあげるのにはたくさんあるわけでありますが、しかしそうした国道ないしはそれから選ばれた主要道にいたしまして、そのままとまっております。その後、きましました国道等が、時代の進歩に従って幅員等も十分できておりますけれども、大事な幹線であつたその道路が昔のままであるというのがあるわけでありまして。この道路は設計をいたします当時は自動車も見たこともない、馬車馬の輸送を中心にしたような設計でありましたから、むだなカーブも多いし、そしてヘビのほうたような屈曲した、距離的にも、またこれを使います時間の上においても、非常なむだな路線が現在あるわけでありまして。今度国道の整備をなされるという上におきましては、こうした昔からの重要な路線であり、しかも道路が部分的には改修されていても、やはり旧態依然たるこういう道路、こういうものを今回御整備になるお考えであるのであります。さらにまた、いままでの道路五カ年計画、それをその上にこれは加えるというとはむしろかしくと思ひますが、どういふふうにしてこの整備をなされるのであるか。その点を伺ひたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 結論から申し上げますと、いまの全体の道路整備は、五カ年計画のワケ内でやるわけでございます。ただ、私が全国の模様を見まして、これは少し冗長になるかも知れませんが、これも、この前の、昨年十月の国勢調査の状況、これは内容は申し上げなくても御承知のとおりで、非常に人口の移動があつた。これは産業、経済の戦後の急速な発展で、どうしても人口の移動が伴う、これは一つの当然な帰結であります。ところがその弊害が、いわゆる過密の問題、地方の疲弊の問題、こういうものが伴つております。一面その状況を見ますと、国民所得、生産性が低い、言いかえしますと未開発、国民所得の低いところ

るが人口の減少が非常に多い。これが一つの要素であります。したがってそういうところはまた出かせぎが非常に多い。出かせぎの状況を調べますと、当然にいわゆる低生産地であるとか、あるいは未開発地であるとか、後進地域であるとか、こういうところが非常に多い。これは農業政策にも関係がありますけれども、これは別といたしまして、それからそういう人口移動の多い中で、出かせぎの多い中で、どういう局面に一番出かせぎがふえておるかという、建設事業に非常に多い。六〇％あるいはそれをこして。大半がいわゆる大都市等の周辺における建設事業に出かせぎしておる、こういう実情でございます。それからもう一つは、そういう低開発地あるいは生産性の低い、人口の非常に減りつつある地帯を見ますと、非常に道路整備の状況が悪い。各般の要素を調べてみますと、まだほかにありますけれども、大体そういうことがよく明らかになる。

そこで、建設行政から見ますと、出かせぎを全部防ぐということはできませんけれども、同じ建設事業をするのであれば、やはり未開発地帯において相当働く場所をつくる必要がある。同時に道路の整備の進まないゆえんによって、農業の振興がおくれたり、いわゆる文化、経済がますます停滞するという状況になって、道路の整備の条件からすると非常に偏差がある。おかれておるところは極端におかれておる。これは今日まで、道路整備が、何しろ急場に間に合はせ、当面の問題を解決するという点に重点がございましたから、これは私もあながち不適当であつたとは言ひませんが、これは急激な戦後経済の発展をはかり、また発展をしなければならぬ、こういう事情に應ずる道路整備の問題があつたことはやむを得ない事態である。しかし、さつき簡単に申し上げました諸情勢を考えますと、いわゆる建設行政によってそういう点を是正する方策も、政治全般として考えなければならぬ、こういう基本的な考え方を持っておるわけでありまして。

う考え方では整備の重点をだんだんそういう地帯に移さなければならぬ。これは二、三年前からそういう考え方では建設省としてはやっておるわけでありまして、けれども、もつと重点の移し方を、そういうところを勘案して地方に移すべきである。いまお話しになったように、地方の幹線道路で、幹線という名前はあるけれども、幹線としての用をなさないというところが多々ありますから、そういうところをできるだけすみやかに整備する、こういう体制を進みたいと思つております。四十年一度の予算の配分といひますか、道路整備のやり方もそういう考え方では進めたい、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○井谷委員 大臣は、先般、元二級国道について、これから国の直轄の事業としてすみやかにこれを推進するように努力をしたい、こういうお話でございました。これは局長からでいいのでございますが、従来、二級国道について、国の負担率あるいは県の負担率、それから今度直轄事業を行なうようになった場合、これはどういふ方法になるか、それをひとつお聞きしたい。

○尾之内政府委員 いままでに二級、一級の差がございせんから、すべて一般国道でございまして、したがひまして、国の負担につきましては、一般国道は四分の三、地方が四分の一ということになっておりますので、そういう点については何ら変わりはないと存じます。ただし直轄でやります場合は国で全部やるということ、四分の一を予算上国が組みます。地方の四分の一の負担は、当該年度に別の形で地方自治体が国庫に納入する、こういうことになっております。予算の形式は全額という形をとりますが、負担の關係は他の補助国道と同じように四分の三、四分の一、こういうことになっております。

○井谷委員 次に、四国と本土の架橋の問題についてお尋ねをいたしたい。

現在、四国と本土に架橋をする、こういうことを中心にいたしまして、まず四つの団体が活動をしていてあります。一つは南日本国道建設促進連

盟、二は本土淡路四国連絡橋架設促進協議会、三は瀬戸大橋架設促進協議会、四は中国四国九州連絡道路建設推進期成同盟会、この四つがあるわけでありまして。

そこで、第一の南日本国道建設促進連盟と申しますのは、神戸市と四国四県の各市、熊本、大分、宮崎、鹿児島、各市長は二百二十町村長から構成をされておる団体でありまして、これは明石・鳴門海峡の架橋並びに豊予海峡、三崎—佐賀関間にフェリーボートを開設、南九州・四国・本土の幹線道路を統一的に建設整備をいたしまして、これによって四国及び南九州の総合開発を促進し、これらの地域をヒンターランドとして阪神港を通じて輸出の増大をはかり、西日本経済の一体的発展をはかることを目的とする、こういうふうになっておつて、すでに昭和三十六年には、徳島県におきましては鳴門市の撫養から大毛島に小鳴門橋を架設しておるという状態でありまして。

次に、本土淡路四国連絡橋架設促進協議会というのは、大阪、兵庫、徳島、高知、愛媛の各県知事、府県市議会議長、市長等によって結成をされて、明石・鳴門架橋につきまの活動を展開してあります。

これと趣を異にいたしまして、瀬戸大橋架設促進協議会というのは、香川県と岡山県がやっております。香川県の坂出市から岡山県の下津井へ六車線の道路、鉄道の複線の併用橋として建設をする、こういう主張をいたしております。

第四の中国四国九州連絡道路建設推進期成同盟会というのは、島根県、広島県、愛媛県、大分県の各県知事並びに県議会議長によって構成をされております。その目的といたしましては、島根県の松江市から広島県三次を経て尾道に至つて、ここより瀬戸内海の島々を架橋によって愛媛県の今治市に渡つて、松山、大洲、八幡浜の各市を通過して佐田岬からフェリーで大分県に上る、こういうのであります。この松江—尾道—今治—大洲—三崎—大分間の中国四国九州連絡道路を一貫した国道にしたいということ、尾

きめなければ、これはまた運輸審議会等によつて検討する事項になっているのでありますから、そういう点の検討をしてからでなければ、かようにいたしますという御返事はできない状態でありま。

なお、予算等の関係もありますから、こういう申し出があったということを前提にして、それが可能であるかどうか、こういうことを検討しよう。できるだけ早く運輸ができるような状態をつくりたいという考えに基づいて、いま申し出のことが実現できるかどうか、こういうことを検討いたしまして、こういうことで御返事を申し上げておる段階でございます。

○井谷委員 航路権は公団が持つ、それから業務運営は民間にまかす、そういうことがあったら、二隻とも民間にやらせたいといふ私は思うのです。この辺が非常にややこしい。これは民間会社のほうで船を二隻こしらえるだけの力がないからそうなるのか、あるいは何かほかに理由があるのではありませんか。

それを伺いたいといふ、もう一つは、豊予海峡は案外波浪の強いところでありまして、公団で調整になったところを見ましても、年間に約二五%の欠航率を見ている。万一ここで大きな海難事故でも起きましたような場合の補償、これは民間が業務運営をしているんだから、その責任はみな民間会社が負うんだ、こういうふうになるのか、そういうことを委託しておるのであるから、その責任は公団が持つのであるか。船の二はいさえこしらえられぬような、一隻の能力しかない会社が、海難事故の起きた場合の補償が果たし得るかどうかということ、私は疑問を持つのであります。こういう点について伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 先ほどちょっと落としておりましたが、船は公団と——これは申し出でありま。こうきめておるわけではありませんが、申し出は、船は一隻公団が建造する、一隻は民間会社が建造する。それから航路権は公団が持つようにしてもらいたい、その運輸といいますが、それは

民間会社に委託するという形式にしてもらいたい。こういうことで、これは先ほどちょっと落としておりましたから、つけ加えておきます。

さて、かりにそうした場合のことのお話でありま。けれども、これはもつと検討を要しますけれども、いまのお話が出ましたから、私から私の知識による範囲でお答えをしておきますが、航路権を公団が持つて、公団の船あるいは民間の船——民間といふのはどこか、まだこれは、かりにそうであっても、もちろんきまっておるわけではありま。

まず第一点から申し上げますと、かりに公団が航路権を持つて民間に委託する、こういう場合に、その民間会社というものは、公団が選定して適当な民間会社に委託する契約をする、こういうことになるのであらうと私は思います。航路権の設定は運輸省のことでありますけれども、航路権を持つてどこのどういふ会社に委託するかということ、航路権を持つていふ公団が適当な会社を選定してそれと契約する、こういうことになると思ひます。そういたしますれば、これは法律上の問題でありますから、検討を要しますけれども、それを前提にして申し上げますと、いまお話しのように、海難事故その他の事故があった場合の補償等の問題は、これは公団が持つことになる。不可抗力その他の場合は別でありますけれども、一般海難事故で普通の会社が持つべき責任は、これは公団が持つことになる。ただその際にもう一步進んで、契約上さような場合には公団に対する最終の責任はその会社が持つことになる、かように考えます。したがって、もしかような形でやりますれば、公団はそれにふさわしい民間会社といひますか、それを選定する必要があるのではないかと、かように考えているわけでありま。

○井谷委員 私が、最初申し上げましたように、公団一本を主張するのは、これは九州の縦貫道、やがてできるであらう四国の縦貫道、これの連絡は当然三崎—佐賀関のフェリーによるわけでありま。

す。そうした場合に、こま切れでなく一貫した作業が私は一番よろしいと思つてゐる。そういう場合に、現在民間に委託をしているのをかりに接収しなければならぬような状態になったときに、公団は多摩川、ゴルフのあれについても思い切つた補償をせられるから、そういう前例もあることであるから、私はこれはたいへん取り越し苦労であるかもしれぬけれども、そういう場合のことを考へて心配してゐる。そこで、この民間委託の契約は、九十九年の契約があるか、あるいは三年ないし五年で契約の更新をするのか、これを接収する場合のことを考へた場合のこの扱い方、こういうものを私は知りたのであります。

○瀬戸山国務大臣 まださうなるかならぬかという前の話でありますから、何年で契約するかということは今後の検討であります。常識的に考えまして、非常な厳密な意味の現行予算制度等から考えますと、公団は国家機関でありまして予算によつてやっておりますから、普通なら一年契約にならうかと思ひます。それでいいかどうかということ、私は運輸のこと、海運のことは知りませんが、私からわかつていふけれども、予算上やることでありま。普通ならば一年契約、こういうことにならうと思ひますけれども、これから先もつと検討を要する事項でありますから、いまここで何年にするであらうかといふことは答えられない、こういうことであります。

○井谷委員 いま大臣は、民間会社を選定する場合に、公団がおきめになるようなお話でありましたけれども、私どもの耳に入つてゐるところによると、これは地元の大分県、愛媛県の諸君において大抵きめる、こういうようなことを聞いてゐる。それはどういふことなんでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 そういう話は私は何も聞いておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、かりにこういうケースでやるといたしますれば、公団が各種の事項については責任を持つことになつてゐると思ひます。また、私は法律でそうなると思ひます。しかし、その最終責任は公団に対しては

また民間会社が持たなければならぬから、それを持ち得るだけの資格、能力を持たない人には公団は契約すべきでない、これは当然なことだと思つておられます。そのほかの人がきめるということとは私は聞いてもおりませんし、さうなことはあり得べからざることを推察してきて、それが適当であるといふことになればこれは別でありますけれども、愛媛県あるいは大分県ですか、そういう方々をこの会社に据えるといふことは、これは私は筋としてそういうことは通らない、かように考へておられます。

○川村委員 ちょっと関連して……。何かたいへんこんがらがらがついてゐるようなお話を承つておりましたが、そこで関連して一つお聞きしますが、九州の大分から熊本を通じて長崎に行くいわゆる横断国道、昔の一級国道五十八号線ですか。局長、路線番号は五十八でしようね。

○尾之内政府委員 日田を通る道路でございますか。

○川村委員 現在ある国道——長崎から海を渡つて三角に上陸して、熊本を抜けてそれから大分へ通ずる、前の二級国道、これは五十八号線でした。ね。

○尾之内政府委員 五十八号線だと記憶しております。

○川村委員、そこで、大臣、いま五十八号線が御承知のとおり三角から島原に渡る船の線があるのです。ここもやはり五十八号の線に入つておる。ここをフェリーボートが走つております。これはどういふ形になつておるのですか。航路権はやはり道路公団が持つておるのですか。そしてあのフェリーボートは、あれは道路公団がやつてゐるのですか。民営がやつてゐるのですか。

○尾之内政府委員 これは海上に国道が指定されておりますが、公団はフェリーボートをやつておりません。民間で、自動車ではなくて人員の輸送をやつております。

○川村委員 それはちょっと局長、あなたらの調査が不足じゃありませんか。人員ももちろんそうですよ。大型のバスあたりを何十台積んで渡しておられますよ。そのボートは民営がやっているのか、いまのお話と関係して、公団がやっているのか。

○尾之内政府委員 三角からはフェリーはないと私は記憶いたしております。もしフェリーがありまして、これは道路管理者ではやっておりません。民間でございませう。

○川村委員 そうすると、三角—島原間のやつは民営がやっている。航路権はもちろん公団が持っているわけですか。

○尾之内政府委員 航路権も何も公団は持っておりません。海上運送法によります純然たる民営事業でございませう。

○川村委員 わかりました。そうすると、いまの質問に出ておる四国—九州間のやつとはずいぶん取り扱い方が変わっておるわけですね。ところが今度はまたそれは違ったやり方で考えておられるようですが、その点はそういうところに一貫性というものが無いのですか。

○瀬戸山国務大臣 海上が国道その他の道路に比べます場合に、海上を民間でやっているところ、これが大部分であります。国で海上輸送までやっておるところはほとんどない。あるかもしれないが、ほとんどないと言ってもいいくらいです。(「いっぱいある」と呼ぶ者あり)それは公団のものもありますけれども、ほとんど民間でやっているわけでありませう。公団の分も一部ありますが、これは民間に運営を委託してやっているところはあります。直接やっているところも一、二カ所あります。

ただ、いまの問題の、井谷さんの話は、四国の佐田岬から大分に至る国道につながるのを、さっきお話がありましたように、南日本というのですか、国道連絡を早くせよ、豊予海峡を早くつなげということからそこにフェリーを通す、それを有料

のフェリーを通せ、これを公団でやるかあるいは民営にするかという、いろいろ議論があつて、いきさつがあつた路線であつて、それをどう解決するかというところがいま問題になっておるわけでありませう。

○川村委員 私、どうも話がふに落ちないのですが、そういう点はやはり行政上一貫した方針をおとりにすること大事ではないでしょうか、やはりその場所場所によっていろいろ形を変えて航路権はこうするのだ、運営は民間でやるあるいは半分は公団がやる、そういうようにばらばらでやっていると一貫した何か方針を持っておりやうになることが大事ではないかという気持ちでいまお話を聞いているのですが、どうです。

○尾之内政府委員 従来海上を道路に指定している箇所がかなりございませうが、先ほど大臣からお話がありましたように、大部分が道路管理者ではなくて、一般民間事業でこの輸送をやっている場合が多いことは事実でございませう。

そこで、代表的な例をいたしまして、明石—鳴門、この国道をつなぐものとして、日本道路公団で明石—鳴門のフェリーをやった事例が一つございませう。それから北海道で、厚岸湾の入り口の、これは道路でございませうが、これを一カ所フェリー事業としてやはり道路公団でやっておる事例がございませう。これは実は道路公共事業でやるべきだという考え方もあつたのでございませうが、何ぶん船を運航いたしますと、それを運営するために経営的に常時非常に多くの人が従事し、また船を運航するために経費がかかるというやうなことで、どうしても有料にならざるを得ないということに性格上なつたものと承知いたしておりますが、これらのフェリー事業を今日までやっておりますが、これらから見ますと、必ずしも民間に比べて公団のほうがいいという実績はあつておりませう。厚岸の場合は公団が採算性が必ずしもよくございませう。明石—鳴門につきましては御承知のとおりでございませうが、これも競争いたしまして、並行し

たしまして、やはり民営のフェリーがございませう。そういうやうなことからいたしまして、私どももいたしましては、いま御指摘のように、将来そういう海上の道路を、道路管理者があるいは公団がみずからフェリーでやるかどうかということについて、まだはっきりした見通しを持っておりませう。かたがた、他方民間ではそういう事業を大いにやりたいという希望もございませう。そういうやうな希望があるところは、むしろ民間にやらしたほうがうまくいくのではないかと、こういうやうな考え方もあるわけではございませう。その辺従来のいろいろ実績を勘案いたしまして、今後方針をきめなければならいませうが、そういうやうな事態にありませうときに、この九州—四国のフェリー問題が起きましたために、ただいま非常に妙に思われま

すやうな、一隻公団、一隻民営というやうな妙な形の問題が起きておるわけではございませう。そういうやうな事情でございませうので、今後公団でやるかどうかということにつきましては、建設省といたしまして、いろいろ研究すべき点がまだ残つておる、かように考えております。

それからなおこの機会に、先ほど私、五十八号線、たぶんさうであろうと申しましたが、五十七号線でございませう。訂正させていただきます。

○井谷委員 先ほどの大臣の御答弁で、海難の場合の補償については了解をいたしました。

ところが三崎—佐賀間の、これは公団で最初おつくりになつたものなのですが、三崎—佐賀間には航路延長が三十キロであります。フェリーボートの速力を十三ノットとして、航行所要時間は一時間十五分という計算になる。そして四十一年の初年度は二隻で六便、四十二年から八便、四十四年から十二便として、積載台数は一便で三十二台となつておる。料金は乗用車で三千六百円、バスが平均で九千三百円、こう想定されておるのであります。これは想定でありますから、これ以上あるかもわからぬし、ないかもわからない。ただ、私の懸念するのは、三崎半島の道路、そしてまた五十六号線に通じます道路が、まだ改修をされて

おらないというやうなことのために、当分これは赤字が続くと思う。運営を民間に委託してあるのだから、この赤字は民間が負担するということになるのであるか。またそういうふうでありますならば、よほど資力のある会社でなくては、これは長くやうていけないと思う。一例を申し上げますと、八幡浜から臼杵に昨年フェリーが就航しましたけれども、これは荷物がなくて万歳一歩手前の状態になつておる。道路がでなくては、幾ら船をこさえても、これは利用する者が少ない。この間の操作はどういうふうになるのであるか、お伺いをしたいと思います。

○上村参考人 まだ運航委託契約の内容などははっきりいたしておりませうので、どういふやうなことにいたしましたらいいか、申し上げる段階に至つておりませうが、一応は二十年で償却できるという計算をいたしております。ただ、もしいろいろな事故その他で赤字が出ました場合には、この運航契約に基づきまして、会社が負担すべき赤字は会社に負つてもらわなければならいませうが、道路公団が負担すべき赤字につきましては、一般有料道路と同様に、道路損失補てん金という積み立て金で落としてしまひますか、あるいは最後は公団の負担となつて公団の損失になることと存じております。したがうして民間の委託をいたします会社は、お話しのとおり、相当力のある会社でないといふことも困ると思つておる次第でございませう。

○井谷委員 私人で相当時間を使った形になりましたので、簡単に——これは私の意見であります、御参考までに申し上げたいと思つた。

この民間に委託の問題は、当時から、私は、この航路の申請をしておる豊予商船は絶対に反対であるといふことを申し上げていた。これはいまでも私は反対であります。というのは、豊予商船がこの航路をやろうとしてまいりましたその間に、これは非常に不明朗な点があるのであります。さらにまた、豊予商船は八幡浜から三崎—佐賀間—大分へ従来就航しておりました青木石油会社の青

なる民事問題かも知れません、私どものほうは全くその点は白紙でございます。

○三木(喜)委員 文化財保護委員会にお聞きしたいのですが、私は、この古都保存法あるいは文化財保護法にいたしまして、この古都保存法にいわれていところの日本の歴史的の風土、あるいは建物、そういう国宝、こういうものを十分に守っていかねばならぬのが文化財保護委員会の仕事である、事務局はもっぱらその仕事をしておるものだ、こういうふうに思います。しかしながら、私が文教委員会をしておたときにその問題を指摘して、非常に遺憾に思い、そして皆さんの責任を尋ねたことがあります、あの姫路市の姫路城です。あの姫路城の下は特別史跡になっておるのです。あの特別史跡に、法の番人であるべき文化財保護委員会が、こともあろうに、あの特別史跡の中に自動車学校を許可した。私は、許可をいつてきても、そういう政治情勢が動いても、それをチェックするのが文化財保護委員会の仕事ではないかと思うのですけれども、それを許したわけです。これは私は、問題が残っておりますので、そのまま置いておく気持ちはございませんけれども、まだ疑問は残っております。それと同じように、またここにこういう問題が起つてきて、民事上にあるいは刑事上の問題が起つてくるとして、国会がこれを重要視して、そうしてごく最近に古都保存法をつくったにもかかわらず、ここにこういう問題が起つてきている。そしてこれが、まあいま警察庁は調査だけだ、こういうようなことを言っておられますけれども、刑事問題か汚職問題かに発展しようという、こういう疑いが私は起きてくる。そこで、文化財保護委員会としてはこの問題をどう考え、どう対処しようと考えられるか、これをひとつお聞きしておきたい。

○平間説明員 すでに御承知のとおり、名勝地として双ヶ岡は文化財保護法上指定されております。したがって、所有者がだれであろうと文化財保護法上の名勝地として、つまり国民的財産としてこれを保存していかなければならないという

ことは、もちろんこれは言うまでもないと思えます。したがって、さしあたり考えられる措置として、ましては、何かこの現状を変更するというようなことが起こります場合は、いま先生のお話にもありましたように、文化財保護委員会の許可が必要でございます。したがって、名勝地保存上好ましくないというような現状変更は、これを許可していくべきものではない。やはりこれは自然の保護という一面も持ちまして、そういう強い態度で保存していきたいという考えでございます。

○三木(喜)委員 ちょっとわかりにくいのですが、私は姫路城のときにあなたもおられたと思うのですが、私有地を民有地に払い下げた。この関連において、特別史跡とかあるいはまた風致地区、そういう文化財あたりは逆に国が買い上げる方向に進まなければならぬと私は思うのです。それを、国が買い上げるのではなくして、個人に売り渡してそれが自動車学校になる、自動車の練習場になった、特別史跡をだれが守っておるのかということ。いろいろ言いがかりをのけて、いままでこういううごめきにどんどんと、各個人の営利の目的のために恣意にまかされてきたのが文化財保護委員会の一つの問題点じゃないか。ここもこういう事態が起つておるのに、だれの持ちものであるうがかれの持ちものであるうが、その状況を変更するときにわれわれが出ていくのだ、こういうことなんです。もちろん、法的にいえばそうなんですけれども、幸いここが古都保存法の対象地区だということ、いま建設大臣のお話もあった。それから国は予算まで計上して、二億円か何か用意してあるそうです。そういうことから、文化財保護委員会としてはもったの幸いだから、この際こういう方法をとるべきだったという青写真がなければならぬと私は思うのです。ただ成り行きにまかしておくだけでは意味はないと思うのですが、こういう論議はまた別の機会に、あるいはまた文教委員会でもやりたいと思えますが、

そういう点もひとつお聞きしておきたいと思うのです。

○平間説明員 おっしゃるとおり、所有権の尊重という一面を考えますと、これは最終的にはそういう買い上げというようなことも考えてみなくちゃならないと思えます。文化財保護委員会としても、そういう予算を次第に多く計上していただいているという状況でございます。ただ、現在はいきわめて貧弱な予算でございます。ただ、なかなか手が回らないという実情でございます。したがって、もちろん地元府あるいは市というようなもの意向も十分これは参酌しなくちゃならないもので、そういうものを参酌しまして、それから関係官庁——いま先生のおっしゃいました古都保存法の関係かとも思いますが、関係官庁とも相談してそういう方向に持っていきたい。ただ、ただいまはまだ府、市のほうとの意向と、そういうものも確かなことを確かめておられますが、そういう方向に持っていきたいという気持ちは持っております。

(丹羽(喬)委員長代理退席、委員長着席)
○三木(喜)委員 そういうふうなお願いしたいと思います。京都の知事は、この状況変更は断固としてやらせないという強い決意を持っております。京都市の文化財保護関係の仕事をしておる方々もかなりこれに深い関心を示しておると思えますので、今後の推移によって、なお文化財保護委員会の意向もただしながら、政治的に正しい方向に持っていきたい、こういうふうに私たちも思うのです。

そこで、文部省にもう一点お聞きしておきたいのですが、この買い主の言い分によりまして、ここに工科大学をつくるという。そこで今月中にその大学の認可申請を出す、こういうようなことを言っておるのですが、それがもう出ておりますか。もう今月もあまり残すところございませんが……この点、お聞きしたい。

○井内説明員 大学の認可申請は、認可いたしました。前年の九月三十日まで認可申請を提出していただくことになっております。したがって、明年度の四月開学予定のところの申請につきましては、まだ一件も私どもにはきておりません。なお、本件につきましては、関係者その他からの話とかそういうことも私どもは全然承っております。そういう状況でございます。

○三木(喜)委員 建設省にお聞きしたいのですが、私はこの持ち主でありました仁和寺の内部のことについて云々する気持ちはありません。またさらに、これを買った人が第三国人であろうがだれであろうが、そのことをとやかくいふ言ういとまは持ちません。しかしながら、ただ法律上明らかにしておきたいのは、この仁和寺が同双ヶ岡を取得したのは、昭和二十二年の四月十二日に出ました社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律、これによって所有したものであるかどうか。これをひとつお聞きしておきたい。

○竹内政府委員 私が直接調べたわけではございませんが、京都府からの報告によりますと、昭和二十七年に境内地として無償譲与されたものである、官有地であったものを無償譲与されたものであるという報告を受けておりますが、私どものほうで調べたものではございません。

○三木(喜)委員 昭和二十七年ですか。

○竹内政府委員 そういうふう聞いております。

○三木(喜)委員 二十七年にどういう名義で……もう一回言ってください。

○竹内政府委員 簡単な報告でございますので、こまかく書いてございせんが、境内地として無償譲与されたということでございます。

○三木(喜)委員 私の申しました法律によってこれが払い下げられておるということになりますと、時限法です。二十二年から一か年内でなければならぬ。それにはこういう規定がある。宗教活動を行なうに必要なために、こういうことが書いてあるのですが、境内地として無償払い下げたのには、そうしたらどういふ言い分があるのですか。

○竹内政府委員 所管官庁でありませんので、ただいまのところ関係が全然わかりません。

○三木(喜)委員 それはそれでいいのですが、ひとつその点は調べておいてください。しかしながら、建設省としてぜひこれは心にとめておいていただかなければならぬことは、この国有地を無償払い下げをするときに念書が入っておるわけですから、この念書が入っておることをあなたに御存じであるか御存じでないか、それも御存じであつたら言ってください。御存じでなかったら調べておいてください。

○竹内政府委員 詳細に調査いたしましたして御報告申し上げます。

○三木(喜)委員 あなた方がはつきりしたものでないのに、その上に立つて想像によつてものを言うことはいけなと思いますけれども、この念書によりますと、この売り渡しができないようになっておる、模様がえもできないようになっておる、そういう制約的なものが入つておるということです、これは明らかにしてから論議いたしましょう。

それから次に、宗教法人法によりますと、これを売り渡したりする場合に公示しなければならぬ。一年半前に、かつて代議士であつた佐藤虎次郎さんに、この土地を売ろうとか買おうとかいう話があつたときには公示いたしましたけれども、今回のときにはこれを公示していません。公示をするということの意味、これははつきりと押えておかなければならぬと思いますが、これはどういう意味があるのか、お聞きしておきたい。

○高波説明員 お答えいたします。

御承知のように、宗教法人法の第二十三条に、宗教法人が財産の処分を行なうという場合には、その寺の規則に基づき、その処分を行なうとする行為の少なくとも一カ月前に公告をしなければならぬ。その公告の内容といたしましては、行為の要旨を公告しなければならぬ、こういうふうになつております。

私どもも、この件が新聞に出始めまして、ま

ず、これはこの条項を行なつておるかどうかというところを、京都府を通じて調査いたしました。その結果、仁和寺の規則でございます寺法の中で、この法律でいふところの規則に当たりますが、それによつて、この公告は、六大新報——六大新報と申しますのは古義真言宗派六派の機関紙でございます。これに一回掲載して、及び寺務所の掲示場に十日間掲示して行なう、こういう条項がございまして、これに基づきまして、昭和三十三年の十月十四日から十日間、寺務所の掲示場に掲示をいたしました。さらに、六大新報へは、三十九年の十月二十五日付で公告をいたしております。

ただ、この際ちよつとつけ加えたいのは、公告する内容でございすけれども、どのような内容を公告するかということにつきましては、法律に全然規定がございせん。ただこういう事件も、実は買い受け人が転々としたという事例がいままでもございせんので、私どものほうも慎重を期しまして、法務省の訟務局の見解をただすという状況によつて考えてみたのでございすけれども、処分の行為を行なうとす要旨を公告するということとは、少なくともその処分を、どのような目的のために、どのような個所、どの程度の価格で処分するという程度の外観がわかれればいゝんじゃないか、すなわち買い受け人がだれであつたかという公示をしたあとにおいて、その買い受け人がかわつた場合に、それを公告しなければ、これは無効になるかどうか、二十四条におけるあの無効に入るかどうかということを、特に法務省にもお願いして研究していただいたわけですが、しかし行為の要旨といふことはそこまで入るべきじゃないだらう、やはり基本的な処分のための目的がはつきりし、理由がはつきりしておれば一応無効とはいへない。したがひまして、この仁和寺の場合、公告はこれで、一ぺんで終わつておりますけれども、その後、規則に基づきまして、真言宗御室派の宗会を三十九年の九月十日、それから四十年五月二十日、四十一年の二月十日及び十一

日、それぞれ宗会を開きまして、この宗会において承認をしたものとして進めてきておる状況でございす。

状況どおり御報告させていただきます。

○三木(喜)委員 この問題は、念書が入つておるかどうか、その事実の有無が判明してから、なお公告の義務があるかどうか、法律的な論争の余地もかなりあると思ひます。そこで、そういう点がもう少しはつきりしてからこの問題を突き詰めていきたいと思ひますが、ただ建設省も文化財保護委員会のほうとしても考えておいていただかなければならぬことは、こういう社寺の境内地としていままで貸しておつた、それを払い下げる、しかも無償で、というような場合は、その宗教活動にプラスになるために払い下げおるのに違ひないと思ふ。それを、お寺の財政が不如意になつてきたから売る、そうすると、ただでもらつたものを二億圓何がしてぼろもうけをやるというようなこととが行なわれるとしたら、これはたいへんなことになる。この点は道義の上からも私たちは十分に考えなければならぬし、その法律の運用の枝葉末節の問題ではないと思ふ。根本的な問題だと思ふわけだ。

そこで、建設省にも文化財保護委員会にもお願いしておきたいのは、この問題の視点としてとらえるのは、古都保存法の対象地にのぼつておるにもかかわらず、個人にこれが売りさばかれたことに問題が一つある。それから社寺の持ち山が売られたのにこれが刑事問題に発展するかどうかというところに大きな社会問題がある。それから本来の文化財保護をめぐるところの市民の非常な関心——われわれもそうです。そういう立場から、文部省、いわゆる文化財保護委員会としても、これは対処してもらわなければならぬと思ひます。

ので、まだ不明の点が多いと思ひますから、それらが明らかになつてから、あるいは当委員会であるかあるいは文教委員会であるかいたしまして、この問題をもう少し明確に掘り下げていきたいと思ひますので、そのときまでしばらくこれは預か

らしていただきたいと思ひます。時間も約束がありますので、私は一応これで中止させていただきます。

○岡本委員 関連して一、二お尋ねしておきたいと思ひます。

いま三木委員がお尋ねいたしました双ヶ岡の問題でございますが、古都保存法が一応制定されたという瞬間に、社寺の境内地が民間に払い下げられたというところに問題があることを指摘されたのでございす。が、こういうふうな時期にそういう売買が行なわれるということについては、相当やはり買った者の側にも、奇襲作戦をやるというふうなことがあるのではないかと心配をしなければならぬのであります。そういう問題に関連してお尋ねするのでございす。が、この古都保存法は公布の日から六カ月以内に実施しなければならぬというふうなことに附則ではなつておりますが、いつから実施される御用意がございすか、建設大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 先ほど申し上げましたように、できるだけ早く実施ができるようにしたい。御承知のように、政令その他の問題がございすから、それをいま準備を進めておりますが、これはまた審議会もつくらなければならぬから、できるだけ早くしたい、こういうことでございす。いまいつということとはちょっと申し上げられせん。

○岡本委員 そこで、指定される場合に、これは審議会がきめることとございすから、建設大臣がおきめになることとございせんけれども、しかしながら、歴史的風土保存区域に指定されますのと、それから特別保存地区に指定されますのとでは、公益性の上にあるいはそれに対するその後の措置の上非常に大きな開きがございす。が、双ヶ岡のごときものは、単なる風土保存区域に指定されるべきものか、あるいは特別保存地区になるような性格のものか、その辺についての理解ですな、そういう点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○竹内政府委員 法律によりますと、特別保存地区の指定の基準というのは、内閣総理大臣が風土審議会の意見を聞いて、保存計画の上において定めることになっております。私どももいたしまして、いま直ちに双ヶ岡につきまして、これをどうするということには申し上げられないのでございませうけれども、非常にすぐれた文化的遺産でございませうので、今度特別区域の中に入ってくる可能性が非常に強い地域ではないか、こういうふうにご考へております。

○岡本委員 そういうことになりまして、特別保存地区に指定された場合には、一応現状の変更をやる場合には許可を得なければならぬ、こういうことになっております。また、その許可に反して現状の変更をやったものは、現状復帰をしなければならぬ。また、それをやらない場合には行政執行ができる、こういうことになっております。ところが、そういうふうな対象になるものが、いま権利の移転が行なわれて、そしてそれに現状変更がいま行なわれておる。そうすると、実施前に行なわれておる。また、地区指定の前に行なわれた場合に、その行なわれたそれに対して現状復帰を命ずることができないのか、あるいはまた、いまの行政執行を行なうことができるのかできないのか。法律が実施される前なら、私は、これはやむを得ないのではないかと。実施された段階からは、あるいは指定された段階からはならぬと思いますが、それじゃ、法律が実施されました、しかしながら、審議会という手間どつておる間に、ばばつとものを建てたり現状の変更をやってしまう。樹木の伐採をやったりあるいは道路をつけたらというふうなことをやったら、こういうことになってまいりますと、それはいつの時点で区切つて現状復帰を命令したりそういう法的効果をあらわすことができるのか、その辺についての御解釈を承りたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 法が実施されて指定されなければ、この法律に基づいて効果は出ないと思ひます。単に所有権が移転されただけではこれを禁止

をしておることではございせんから。ただ、先ほど来私からも申し上げ、また文化財保護委員会からもお話がありました、これは現在のところでも、都市計画法に基づいてあそこは風致地区に指定されております。また一面においては、文化財保護委員会が名勝史跡に指定されております。こういうところは許可を受けなければ形質の変更はできないわけでありませうから、その点でこれはそういう措置をとりたい、こういうことではございませう。

○岡本委員 しかしながら、それには現状復帰命令やそれに伴うところの代執行というものが、文化財保護法の中にあります。それだけの効果があるのでしょうか。

○平岡説明員 現在の文化財保護法におきまして、無断で現状変更をした場合のいわば罰則でございますが、これは所有者がそういう行為をした場合と、所有者以外のものがした場合とは少し違つてございませうが、この場合は、所有者が無断で現状を変更した場合のことを申し上げますと、二年以下の懲役もしくは禁錮または一万円以下の罰金もしくは科料、こういう罰則の規定がございませう。それから、現状回復命令というのが文化財保護法によつてもございませう。そこまでの規定が実はございせんので、これはあくまでも現状回復を命ずるということで規定がございませう。

○竹内政府委員 京都市の風致地区規則の上におきまして、許可を得ないでやったり許可条件に反したりした場合には、現状回復を命ずることができるといふ規定とそれから罰則もございませう。

○岡本委員 こういう罰則は、体刑に処せられるというところはほとんどないわけでございます。したがつて私は、非常に甘くこれが見られてゐるのではないかと。だから、今度の場合、問題の対象になり——いまも古都保存法が成立して実施されんとしている直前にこういう権利の移転が行なわれているところには私は、これをやはり相当償

重に考えるべき必要があるのではないかと。したがつて、一日も早くその法律を実施してその法的効果が得ますように、やはり向こうも奇襲作戦を考へておるならこちらもそれに對するところの十分な先手を打つて、後手に回らないように大臣のほうで善処されるようにお願いしておきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 先ほど申し上げましたように、できるだけ急ぎたいと思ひます。同時に、先ほど申し上げましたが、京都市と連絡をとりまして、現在の法律、規則によつて現状変更等起らないようにするという措置をとりつつありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○田村委員 山下榮二君。

○山下委員 時間も相当たつたようでございますが、まことに恐縮でございますけれども、きょうが建設行政一般に関する質問の最初ということになっておりますので、しばらく時間を与えていただきたいと思ひます。

建設行政全般に對して、あるいは基本施策について大臣から所信の表明があつたのでございませうが、大体これに基づいて順を追つて伺つていきたいと思ひます。

先ほどからいろいろ問題になってまいつたわけでございますが、まず冒頭に大臣は、住宅問題を取り上げられておるのであります。御承知のとおり、戦後二十一年、衣と食につきましては相当進歩してまいつたのであります。住宅は依然として困難な実情にあることは皆さん御承知のとおりであります。そこで、建設省では、四十五年度までに六百七十万戸の建設をするという方針をこゝで打ち出しておられるのであります。この基礎となるもの、たとえばいま現在日本で住宅が幾ら不足しておるか、あるいは、火災その他天災地変等において年々つづいていく住宅が大体幾らぐらになつておるかということ等を総合して考えられた上に立つたものであると想像するのであります。その趣の戸数をどう勘定されてこういうことになつておるか、伺いたいと思ひます。

ります。

○瀬戸山国務大臣 住宅問題が重要であることはもう重ねて申し上げないことにいたします。

そこで、四十五年度までに六百七十万戸、これは計画的にやりたい。その建設計画法といひますか、そういうものを国会におはかりするつもりでありますが、それを査定いたしましたものについて、こまかいことはあとで局長からお答えいたしますけれども、三十三年の住宅調査——五年目にと住宅調査をやつておりました、これは総理府の統計局が統計調査をやつておるわけでありませうが、それに基づきまして、三十六年から十九年に一千万戸くらい不足をしておる。十九年というところとじゃありませんけれども、十年先を想定するとそういうことだ。四十五年まで想定いたしましたので、三十九年度からいづゆる七カ年計画というもので七百六十万戸と立てたわけでありませう。これはもう法律をつくつたり非常な厳格な意味の閣議決定をしたというような計画でございせんけれども、一応政府はその想定のもとに今日まで進めてまいりました。そのときの人口統計、昭和四十五年が大体世帯にいたしまして二千三百万戸あり、こういう想定が立ちました。それに基づいて七百六十万戸という計画を立てた、こういう事情であります。ところが三十八年の十月の住宅統計によりますと、その想定が相当に違つてきておる。もうすでに現在、この間の人口統計によりまして、現在二千四百万世帯くらいになっておる。この前の想定は、昭和四十五年で二千三百万世帯とこういうふうな想定しておつたわけでありませう。ところが、そこで昭和三十八年度住宅統計を見ますと、相当違つてきておる。違つてきておる事情は、もう長く申し上げませんが、人口の動態の移動、あるいは産業構造の進展によつて都市集中が行なわれた。あるいは戦後のいわゆる世帯の分解といひますか、世帯分離が非常に急速に進んでおる。最初そういうこともある程度想定しておりましたけれども、想定以上に伸びた、こういう状態でありませう。今度の国勢調査を見まして

も、約五百万人が五年間にふえておる、こういう状態でありまゝ。そこでそういう前提におきまして今後の推定をはかる。昭和三十八年の住宅調査のときに、いわゆる住宅不足数が二百七十八万戸——住宅不足といひましても、これは外に住んでおるといふわけではありませんが、いわゆるゆる間借りをしておるとか、いわゆる今日はやつておる小さなアパートにいたりとか、あるいは老朽した不適当な住宅、そういうものでありますが、そのほか今後いわゆる火災あるいは台風その他で滅失する場合がある。それは従来の推計を基礎にして推計いたしておるわけですが、それが大体百四十三万戸。それからある程度の余裕戸数を見なければならぬ。これが五十二万戸くらい。これは将来の伸びの推定であります。そこで先ほど申し上げました人口から、大体どのくらいの世帯があるか。人間はたくさんおられます、世帯を持たないで、一人で、あるいは学校に行つておつて寄宿しておるとか、たくさんありますから、そういうものをどう見るかということに大きな論点があるわけでありまゝ。そういういわゆる世帯にはならないけれども、どこかにおるといふ人々がどのくらいおるか。そこで私も標準世帯といふものを考へておりますが、最初に私も五カ年計画で今後七百六十万戸必要であるといふことをずっと申し上げて、その計画でおりました。今度六百七十万戸ということにしておる。九十万戸の差があります。その差はどこから出てきたかといひますと、こういうことであります。九三〇強がいわゆる一戸をかまえる人だ。その他は一人で下宿をしたり学校へ行つたりいろいろやつておる、これが七〇〇。九三〇強の世帯の構成を何人に見るか、そこで開きが出てきております。私どもの計算ではできるだけ家の余裕を見ております。私、欲があるほうですから、多く建たいほうですから。標準世帯を三・七人くらいに見たら相当な余裕が出せぬか。それをさつき申し上げましたように人口で割つてみますと、そういう計算をしますと、大体七百六十万戸。とこ

ろがこれはいろいろ議論が、見方がありますから、三・八人くらいでいいんじゃないか。〇一の違いでありますけれども、三・七と三・八の相違が、非常に基礎が大きいものですから九十万の差が出てくる。こういう事情であります、いろいろ議論がある。将来のことでありまゝからこれは議論倒れになりますので、標準世帯を三・八で計算した。それでさつき申し上げました滅失とかあるいは純然たる住宅不足、こういうものを加算いたしますと、六百七十万戸。こういうことで四十五年までに六百七十万戸充足しよう、これは政府、民間ももちろん一体となつて。こういう計画にいたしたわけでございます。

〇山下委員 大體建設省の構想はわかつたのですが、ここにいまのお説を要約いたしますと、一世帯一住宅といふことを掲げておられるのであります。私は住宅問題をなせ取り上げたかと申し上げますと、最近の日本の青少年の非行問題、いろいろなこと等は、おそらくこまゝ一室に何人も雑居して寝る、いろいろな環境から青少年の不良化等が起きてくる可能性もこれは少なくない、こう見えておるのであります。したがひまして、住宅の建設あるいは改良あるいは改善、こういうことはきわめて重大な問題ではないかと思つておるのであります。一世帯一住宅、こう言うよりもむしろ一人一室、こういうぐあいにだんだん発展していくべき姿のものではないか、こういうふうにご考へておるのであります。

そこで、私は大臣に伺いたいと思ふのは、最近非常に公園建設が盛んである。りっぱな公園もあればおそまつな公園もあるようであります。ところが東京でもそのとおりでありますし、大阪でもそのとおりであります。大都市近郊の町村に大きな公園を建設する場合は、一番市町村当局が困つておるのは公営施設であります。学校等でありまゝ。こういう場合に建設省は、公園住宅建設即公営施設をここに計画をせしめ、あるいは建設せしめて、そして貧弱な町村ではなかなか学校を建設する資金を持ち得ませんから、分譲住宅と同じよう

に年賦償却で町村に学校を譲り渡す、こういうような計画を立てられる結果として、大きなニュータウン、住宅公園経営といふものは当然に市町村に對して大きな負担をかけ、非常な無理をしいるんではないか、こういう感じがするんですが、こういうこと等に對してどう考へになつておるのか、これを伺いたいことが一つ。

時間がないうでありますから続けて申し上げますが、もう一つは、住宅の問題に関連して、宅地がほしいために勤労者階級あるいは国民各層がいかに苦勞しているかという点であります。住宅金融公庫や住宅公団が各地に宅地造成をいたしておりますが、その場合に、宅地債券といふのを発行して、あるいは一定額を納めたら一年ないし五年以内に宅地を持たす、こういうような制度をとつておられることは皆さん御承知のとおりであります。ところが、私、地元のことを申し上げて恐縮でございますが、兵庫県の明石あるいは舞子、あの付近の宅地造成に對しましては、当初の計画とさきめて大きな狂いを生じておる。予定価格よりも六十万円も七十万円も、おそらく百万円近くも価格をたくさん払わなければならぬ。こういうことで契約者が戸惑つておるといふ姿があらわれまゝ。どうも思ふのであります。これはおそらく氷山の一角であらうと思ふのであります。全国各地にあるいはこういう問題が起きるんじゃないかという心配を持つのであります。こういうこと等に對して、一休建設省はどういう対策を立てておられるか。どういふふうにお考へになつておられるか。その二つをまず先に伺つておきたい。

〇瀬戸山國務大臣 適正住宅が国民生活の基礎である、あるいは青少年の環境等にも重大な影響がある、そのとおりであります。従来、住宅についても、私は、率直に言つて、住宅政策は満足できなかったと思ひますが、しかし、いづれにいたしましても、国力に應じた努力は相当続けてきておるわけでありまゝ。従来は、戸数が足らぬものから、とにかく家を建てようということをやつてきておりますけれども、今日の段階では、率直に

言つて安住の地を与えるということがもうすべての政治に最優先すべきものである、こういう基本的な考え方では住宅政策を進めようとしております。したがつて、戸数ももちろんでありまゝけれども、どうしてもおつしやるように質の向上をはからなければならぬ。これも一挙にといふわけにはまいりません。欧米のように云々と言われましても、欧米のようにやるといつたつて、数が少なければできませんけれども、それもいかな。数と内容と、これはやはり勘案いたしますが、少なくとも今後建てるものは、一人一室というわけにはなかなかいかぬ場合がありまゝけれども、三居室以上を標準にしよう、おおむねそういう計画で今後できるようにしております。これは財政、日本経済において、だんだんそれを向上させていく、当然であると思つております。

それから、いまおっしゃつたように、公園の宅地などをつくりまゝの場合に、従来どうしても家を建てるのが先立つものから、あるいは街路、あるいは学校、幼稚園、あるいは診療所、その他いろいろあります公共施設、下水道、そういう問題で、家は建てたけれども、なかなかほかの施設がでない。これは正面からいきますと、地方公共団体の責任ということになりますけれども、地方は、どさつとこられたんでは、財政が非常に困る。こういう事態がしばしば起こつておりました。そこで数年前から学校などには、住宅金融公庫からそういう市町村に融資をいたしまして、建ててもらつて、年賦で返すということをやつておりましたけれども、その他下水道であるとか、いわゆる一般公共の用に使つていろいろ施設が必要であります。そういうものを市町村等にまかせるというところは、ありがた迷惑だ、率直に言つてそういう事態であります。そこで特に本年からは、そういう街路であるとか、学校あるいは下水道、その他幼稚園等いろいろありますけれども、そういうものを公団で建てます。地方公共団体で宅地造成いたします場合には、御承知のように金融公

庫から造成費を借りてそういうものをつくるわけでありまして、金融公庫はただ宅地の造成だけでなくて、そういう施設に対する融資もいたします。そして、これは公共施設ですから、地方の交付税とか、文部省の学校の補助金とか、関連道路の補助金とか、そういうものはあとから出るわけですから、それでこれを長期にわたって年賦で返す、こういうことにしようということで、今年度はそういうふうな予算も盛っております。これで十分であるかどうかはやってみなければわかりませんけれども、御参考までに申し上げますれば、たとえ住宅公団におきましては、学校、道路、下水道等の公共施設の建てかえ施工をする。ものによつては三年あるいは五年の年賦で——国の補助金はおくれますから、年賦で返してもらおう、そういう意味で、公団関係で学校施設が九億円、その他の八億円、こういう予算を今度の国会で要求しているのはそのためでございます。それから金融公庫は、同じく地方団体にやっても、いろいろ場合に、学校、道路、下水道等の費用として五億円、それからその他小さなものがありますが、幼稚園、保育所とかありまして、それが一億五千万、こういう予算を計上して従来の弊害をこれで取り除こう、こういう措置をいたしているわけであります。

それから宅地債券の問題、特に最近表に出ましたのは兵庫県神戸地区で、これは今後私ももっと注意をいたしますが、こういう事態であろうと思ひます。三年ぐらい後に土地を差し上げるといふことになっておりましたが、率直に申し上げて、兵庫県の場合は大体坪一万六千円の予約であつて、いざそれじゃもらいましようということになると、それが一万九千円ぐらいになった、いまごろに坪一万九千円ではそう一ぺんには払えぬ約束が違ふじゃないか、これは全くそのとおりであります。これはやはり最初計画いたしますときに見積もりが相当違つたのではないか、その間に多少物が上がりますし、工費も上がった、造成費用がさかんだ、こういう事態であらうと思ひま

す。これは全く約束違ひでありますから、申しわけない次第で、表に出ましたのは兵庫県だけでありますけれども、まだ表には出ませんにしても、他にもそういう事態があつて困るということがあるのではないかと思ひます。そこで、やはりあまり見積もりを過小にして喜ばせるということをしてしないで、納得すくですから、将来を見通して造成に要する費用等もちゃんと見込んで計画を立ててもらわなければいけない、こういうことで今後よく指導したいと思ひます。兵庫県の問題は、これはやはり債券発行団体が責任があるわけでありまして、いまいろいろ御相談をしてい

る、こういう状態でございます。
○山下委員 いま大臣から答弁があつたとおりでありまして、おそろく勤労者は、月々の月給の中から何がしかの金をもつて土地を求めたい、自分の家を求めたいといふことで、債券を買ひして、努力をしてまいつておると思ひます。それがたんでもない予算の目安が狂つたといふようなことになつたのでは、それはたいへんな迷惑なことでありまして、そういうことのないように、建設省のほうでは指導をしていただかなければならぬ、こう思つておるのであります。

もう一つ、これと同じような土地造成に関して、東京都立の自然公園に指定されておつた多摩の丘陵といふのですか、丘の八カ所ばかりが非常にくずされて、全部住宅になつてしまつた。こういう大きな新聞記事が出ておるのですが、こういうようなことは一体建設省はどうお考えですか。都といへども緑地帯あるいはしかもこれは自然公園、こういうものに指定したところが、そういう景勝地であつて、非常にいい場所であるからといふので、宅地を造成して荒らし回つて、自然公園じゃなくなつてしまふ。こういうことはとんでもない話ではないかと思ひます。一体なぜこういうことになつたのか。建設省はそのことにはタッチしてない、都のことであるから知らぬ、こうおっしゃるのであるか。首都圏整備法とは一体どういう関係になるのか。これらの点について

一体どういう指導監督をなすつていらつしやるのか、伺いたいのが一つ。

それからもう一つ、住宅の改良、改善にしても、日本のアパートあるいは公団住宅、こういうものをみてみますと、テレビアンテナが無数に立つて、トンプの羽みたいに、きわめて高く不細工な姿であります。外国を回つてみますと、アパートあんなものを見ない。おそろく公団でもアパートでも一つテレビ塔を立て、それから各部屋にアンテナを利用する、こういうようなことも行なわれておるようによろしいのですが、大体建設当局、住宅局といふのはそういうことの研究を行なわれていないのであるかどうか、これらは放任されておるのであるか、その辺も伺いたいと思ひますのであります。

○志村政府委員 宅地造成につきましては、従来非常に粗雑な宅地造成が行なわれたり、また保存しておかねばならぬところに手をつけたりといふ、いろいろな問題がございました。そのために宅地造成等の事業に関する法律、宅地造成事業法を制定いたしまして、それによりまして宅地造成を行なわれる地域を指定しまして、その指定にかかると地域につきましては、一ヘクタール以上、場合に

よりましては〇・一ヘクタール以上の宅地造成をする場合には、事業計画その他を全部添えまして知事の認可を得るといふ法制にいたしております。ただ、この法律が施行されて期日がまだ十分たつておりませんので、その以前の分につきましては若干の問題がございますが、今後ともそういうことにつきましては十分の配慮を払つてまいりたいと思ひます。

自然公園につきましては、自然公園法によりましていろいろなチェックもあるわけでございますが、特別の地域につきましては、土地の形質変更等については知事さんの許可が必要だということになつております。

○山下委員 都知事の許可が必要だと言ふ、そのとおりだと思ひますが、多摩川のこの問題、一体どういふことでそういう結果になつたの

であるか。建設省は何も知らない。こうおっしゃるのであるかどうか。

それから住宅の改良等についてのテレビアンテナ塔等の、こういうことはいふことですけれども、そういうことは研究されてないのかどうか。そういう点も伺いたいと思ひます。それが、時間ももないようですから、簡単にちよつとそれだけ説明を伺いたいと思ひます。

○尚政府委員 いまお話ししたテレビアンテナのことでございますが、確かにアパートにテレビアンテナがいろいろに乱立するのは、たいへん見苦しいので、実は私どもは公共住宅につきましては、御承知のように流しであるとか洗面器等、なるべく合理的なものを、標準設計をつくつてやつておるわけでございまして、テレビアンテナもぜひそういうしたいと思ひまして、ただいま製造メーカー等と二年くらい前からいろいろ話し合つておるのでございますが、今日の技術段階では、適当な値段でもつて、他のテレビのほうを障害しないで、中央でうまくとれるという器具がまだ十分できていないのでございます。したがつて私どもも目下研究中でございます。ぜひそういうしたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 先ほど多摩のどこかで、自然公園を宅地造成でこわしておる、こういうお話は、こちらでよくわからぬやうでありますから、もし何かありましたら、お示しくされれば、調査してみたい、こう思つております。

○山下委員 次に進めたいと思ひます。次に、水資源の問題についてちよつと伺いたいと思ひます。大臣のことしの説明の中で、四十河川ほど一級河川に指定をされておるのであります。水の重要なことは、これはいまさら申し上げるまでもない。そこで御承知のごとく、水資源開発促進法ができたところ、水資源開発公団ができたところ、こういう各重要河川、一級河川をこし四十河川指定されたわけですが、これと水資源開発公団あるいは水資源開発促進法、

こういう法律等との関係、これは一体いかような関係に置かれてあるのか。ただ河川を一級河川に指定しただけでいいとお考えになっておられるのか、その水系の水というものの利用度等を考慮に入れて行なわれているのかどうか、伺いたい。

○瀬戸山国務大臣　まず第一に、水資源公団との関係であり、御承知のとおり、水資源開発公団は、重要なエネルギーとしての水の開発をしよう、集中的に開発しよう、こういうためにできよう、集約的に行なうべきです。そこで、これはもちろん必要などころにできるだけ大規模にやらなければならぬわけであり、これも一挙にというわけにまいりませんので、そういうような必要を個所を政府でいろいろ検討いたしまして、水資源公団にやらせる必要がある、こういう場合には、その基本計画に基づいて、水資源開発公団がその地点の開発をする、その水系の開発をする、こういうことになっておるわけであり、それで現在やっておりますのは利根川水系、これであり、それから淀川水系を現在やっております。その後指定されておりますのは筑後川、それから木曾川、こういう点をいま水資源開発公団が基本計画に基づいて開発に着手しておる、こういう段階であります。その他の水系も、もちろん水はたいへん必要なものでありますから、一級水系、二級水系にかかわらず、私どものほうとしては、水の治水とともに、利用をはかる、こういう考え方であります、その水の調査というものは、治水のほかに、水の資源の調査、開発の調査等をやっております、開発公団がやらないうところは、御承知のとおり水利と防災とを兼ねた多目的ダムということで、建設省が直轄でやっておりますところもあり、あるいは都道府県等の地方でやっておりますところもござい、こういうことであります、大規模な集中的なところを水資源開発公団にやらせる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○山下委員　いま申されました、その各水系によるいわゆる多目的ダム等の建設の問題であります

が、一例を淀川水系の私の地元である猪名川水系のダムにとってみますと、当初ダム計画をされて、そして、そして地元の騒ぎをいたして、そして、下流のほうではダムをつくって水の調整をやった、ただかたがた洪水のときに困るということ、下流と上流とは非常に摩擦がござい、最近になって、うわさに聞きますと、今度はダムを全然ほかに変えてしま、こういうことで、またあのダムは取り消しになった、こういう話を聞き、どうも建設省の行なわれようとして、首尾一貫しないのじゃないか、ころころ変わるのじゃないか、こういうことで非常に不安にされておる、ダムを行ないたいという場合には、その水量と、そのダムに大体包容できる水の量、あるいはその用途、あるいはその河川における水害その他の災害等、いろいろな総合的な綿密な調査の上に立って行なわれるものであらうと想像いたしておるのに、なぜそういうぐあいになるのですか。その変更される原因がわれわれわからないのですが、どういふわけですか。

○古賀政府委員　御指摘の猪名川のダムは、虫生ダムと称しておるダムだと思ひます。虫生ダムにつきましては、いままで予備調査を行なつて、いつたわけでございます。この猪名川の上流にダムをつくらなければいかぬということ、猪名川の改修の關係におきまして、また下流の水需要の地区の水の補給に對しても、どうしても上流にダムをつくるべきである。ただいま私たちがやっておりますのは予備調査と称するものでござい、猪名川の上流の地域につきまして、たとえばいま申し上げました虫生ダムでどういふ計画になるのか、そういう点を具体的に調査しておつたわけでございます。さらにもう一つの箇所につきましても、これはどういふ計画になるか、それぞれ比較検討いたしまして、効果のあるダム、経済効果的にもあるいは事業量的にもすぐれておるダムを採用していくような考えでおります。

○山下委員　基礎調査つてえらいのんきな話を私は伺うのですけれども、いまから二十数年前、私が兵庫県会に出ていた時分に、当初のダム計画といふものがありまして、これが地元と相当もめたものです。戦争のおかげで中断されましたが、その後さらに調査が進められて、大体当初予定されておつたところに決定が見たか、われわれは伺つておつたのであります。ところが全然ほかのほうに回つて計画を進めておられるとか、調査を進めておられるとか、こういうこと等、もう一つわれわれにとっては建設省の行なわれることが首尾一貫しないといふふうな考えられるのであります。そういうふうな地にあまり動揺を与えないようにひとつ考えていつていただきたい。私、時間がありまから、こう申し上げておきたいと思ふのであります。

次に私が伺いたいのは、建設省は下水道をおやりになるわけなのですが、御承知のごとく、道路法に基づいて共同溝の構想が行なわれて、これに對する特別措置法が制定されておるのであります。共同溝に對しまして、この法律に基づいてい、ま一体どれほど共同溝が建設されておるのであるか、その辺を伺いたいと同時に、今後さらにどうしようとする新しい道路には必ず共同溝といふものが計画の中に入つておるのかどうか。どうも私が見た目では、せっかくできた道路があとから掘り返される、こういう例が少なくないのであります。共同溝があれば、さうなことがなくなるのじゃないかと私は思つておるのですが、共同溝の特別措置法ができてから、一体いままでどここの道路に共同溝ができて、どういふ成果をおさめておるか、この法律の効果がどれだけあつておるか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○尾之内政府委員　共同溝の整備につきまして、御承知のように三十八年に特別措置法ができて、それに基づきまして実施いたしておりますが、この制度は道路の管理者が共同溝、すなわち公益業者であります電電でござい、また、あるいは電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業

業といふような占用予定者とうまく話がつきませんと、実際にはできないわけでございます。私どもはそういう意味におきまして、地下鉄工事あるいは道路を拡張するとか都市の高速度道路をつくる際に、できるだけこういふ占用予定者に、共同溝をつくることに参加するように奨励指導しておりますが、なかなかこういう占用予定者との連絡調整がつかない、そのために必ずしも計画どおり進行しないといふのが実情でございます。

いままでやりました実績を申し上げますと、昭和三十九年度には、東京都内でござい、また、昭和四十年には、三カ所、延長にいたしまして二キロ三百メートルほど、昭和四十一年度にはさらに四カ所、一キロ八百メートルほど予定いたしております。これらは当初考へておりました規模に比へますと、いま申しましたような事情で必ずしも計画どおり行つておりません。私どもは道路をつくる場合に、ぜひ共同溝をやつていきたいといふつもりでおりますけれども、いま申しましたように、相互に入るべきものが、なかなか思うように入つてこないといふことで、やはりこの制度運用上の問題が残つておるようでございます。今後引き続き指導いたしてまいりますけれども、やはり限界があるといふ感じがいたしております。私どもは、せっかく道路をやる際でございますので、少しでもそういう施設をしていくという方針は堅持したいと思つておりますが、いま申しましたような事情で十分できておらぬというのが実情でございます。

○山下委員　国道を建設される場合は、必ず共同溝の予算もつけた設計等が行なわれるべきではないか、こう私は考へておるのであります。

もう一つ道路の問題で伺いたいと思ふのは、国道上で、最近の交通事情等からいろいろ事故が多きん発生いたしておるのであります。たとえば過般大きな問題を起しました西宮市でのプロパンガスのタンクローリーの爆発事件というのがござい、これは原因がどこにあるか申し上げてみますと、ちょうどあそこ陸橋がござい

して、陸橋の柱にぶち当たってひっくり返ったという事故でございます。したがって、道路にいろんな公共物があるわけなんです、これらによって起きた交通事故というのに対して、一体国は責任がないものであるかどうか、御所見を伺いたいのであります。

いま、交通法規を調べてみますと、人に対しては傷害補償保険制度が強制的に行なわれております。ところが物に対しては損害補償法というものは強制的ではございませんが、最近自動車家が家の中に飛び込んだりいろんな事故が発生いたしております。過般来から私は、これは国道であるから国が責任を持つべきだということで罹災者の方から相当強く責められておるのがあります。大体、国道におけるような傷害等については、国は責任がないとおっしゃるのではありませんか。いかようにこういうことに対してお考えになるのか、その点を伺いたいと思っております。これは直接建設省の関係でないかも知れませんが、運輸省の関係であるかも知れぬと思うのですが、人間の命のことは申すまでもないので、人に対する損害補償強制保険のあることは当然であります。これほど交通が発達してまいりますと、物的ないわゆる損害補償法というものも考えていかなければならぬのじゃないか、こういうこともあわせて考えておるのです。建設省としては道路をつくられる立場にある側として、一体こういうことにはいかようにお考えをなさっているのか、この機会に伺っておきたいと思っております。

○尾之内政府委員 一般的に申し上げますと、道路上で起きます事故に対する損害の補償でございますが、これはやはりその事故の原因によって違ふと思ひます。まあ大部分の場合には運転者のあやまちあるいは通行者のあやまち、そういうことが多いかと思ひますが、かりに道路施設上における原因のために事故が起ったと判断されますと、これはやはり道路管理者の責任にならうかと思ひます。

昨年西宮で起きました事故につきましては、御承知のようにたいへんな事故でございましたが、これは警察庁の調査結果によりますと、明らかに運転者の過失であるということでございまして、道路上の工作物に瑕疵があったということは指摘されております。したがってこれについては国におきまして責任をとるべき、賠償すべきものでない、かような措置がされておるわけでございます。

そのほかに他の府県等におきまして道路上の瑕疵のために道路管理者が責任をとるべしというケースが若干ございますが、やはりいま申しましたようにそれぞれ事故の形態によりまして管理者に帰せらるべきものもございまして、そうでないものもあるわけでございます。

そういうような事態でございまして、私どもはできるだけ道路上の事故の発生を防止するため、近く本委員会にも交通安全施設の整備につきまして特別の法律案を出しまして、その万全を期したい、かようなつもりでおりますので、よろしくその際は御審議願ひます。

○山下委員 もう時間がきましたから多くを申し上げませんが、もし国道の事故で国が補償をしたのなら、それはどういふ場合に補償をされておるのですか。西宮のような場合には、これはまあ運転者の誤りであるから補償は下せないけれども、国道のきわにあった家は二十数軒全部まる焼けになつてしまつたという結果であつて、罹災者は、なかなか、自分は土地まで供出して、そして国道ができたのに、この国道のおかげで家まで焼かれて住むところもなくなった、こういうことで文句を言つておるのですが、一体国が補償されたという場合にはどういふ原因の場合に補償されておりますか、それを伺ひたいのが一つ。

もう一点伺つておきたいのは、文部省の方が見えになっておるのでありますが、尾崎にいま、これは建設省とは関係はないでありますが、尾崎や伊丹で共同工業用水道の施設をいたしております。その結果あそこ田能遺跡というのが発

見されて、いま大騒ぎをいたしておるのです。この田能遺跡というのはなかなか貴重な遺跡であるということで、文部省のほうでも相当関心を持つていらつしやるであらう、こう思うのですが、いま地元でそれをそのまま保存すべきであるか、場所を移さるべきであるかどうかと議論が沸騰いたしております。これに対して一体文化財保護委員会として、国全体としてこれは重要なものであるから保護したい、こうお考えになっておるかどうか、その辺のところを伺ひたいと思ひます。

○尾之内政府委員 国が、また国以外の道路管理者が賠償責任を持つた場合と申しますのはいろいろ事例がございまして、たとえば道路工事の際にいろいろのものを置いておりました、夜間その置いたものにつかつかつて大きな事故を起した場合には、これは当然何かランプをつけるとか、事前にその安全措置を講ずべきことをやっておらなかつたという場合、あるいは道路に立つておりました並木が風水害によって倒れて、その倒れたことによつて損傷を受けたというような、風水害による場合はこれは天災の場合もございまして、事前にはそれを保護できなかった、それをやらなかつたために不幸にして事故が起きたというような場合、あるいは道路のわきの非常に高いところからものが落ちてきた、それが落ちることが予想されるようなところにもかかわらず、それを防護するさくがなかつたというような場合に、まあ道路管理者として責任をとらされておる場合がございます。その他にもあるかと思ひますが、私どもの報告を受けておりますのは大体そういうような事例でございます。

○平間説明員 ただいまの田能遺跡の問題につきましては、実は地元尾崎市におきまして、従来、埋蔵文化財包蔵地であるということで、事前の発掘調査をいたしました。その結果、弥生中期から後期にかけての住居地であるということが大体判明したようなわけでございます。その価値につきましては、実はもう少し詳しく発掘調査をして

みませんとの確に決定づけられないという面もございまして、実はただいまから三月までの間に、国もその発掘調査費に対して補助をいたしまして詳しく調査をいたすことになっております。その結果によりましてそれがきつて重要である、現在出てきておる遺物等から見ても木棺がこの辺で発見されたのは初めてであるということ、非常に大切な結果だと思ひますけれども、なお調査をいたしました結果どうしてもこれを保存しなくちゃならないということになりました場合は、この場所、つまりポンプ置き場の予定地だ

うでございましてけれども、その場所を何か保存しておかなくちゃならないという場合が出てくるかと思ひます。さしあたりの措置としては、通産省の方と話し合ひまして、ポンプ置き場というものを別な地に一応移しまして、その点はもう支障なく進めていく。ただ、そこは今度は池にする予定でございまして、どうしても保存しなければならぬという場合は、別な土地をさらに買わなくてはならないというふうな事態になるかも知れません。そうすると相当の余分の費用も要するということになりますので、その辺、文化財の保護とその工業用水の建設に差しかえのたいような、何とか両立するような方法も考えたいと思ひますし、場合によつてはそういうかえ地というふうなことも相談しなくちゃならぬと思ひますが、いづれにしても、来年度も引き続き大体八月ころまでかかつて綿密な調査をした上で、その結果を待たせていきたい、こういうふうな話し合ひをしておる現状でございます。

○山下委員 そうすると、結局いまの保護委員会では文化財保護地として指定をしたいというお考えを持つていらつしやるわけですか。

○平間説明員 実は現在のところそこまですべて決定しておらない、そこまではつきりとは考えておらないわけでございますが、今後の調査によつてはあるいはそういうことが起こるかも知れぬ。そのときの場合のことを先ほど申上げたわけでございます。

○山下委員 まだ私の伺いたい点で都市計画に關する方針やその他、おとといわが党の稲富君が質問をいたしました建設省關係の工事に対する入札問題等、いろいろ伺いたい点がたくさんあるのですが、時間がお約束の一時半になったようでございますから、それらは他の法律案の審議のおり、あるいは他の機会に伺うことにいたしたい、こう思ひまして、きょうはこれで終わります。

○井谷委員 私は委員長に申し入れをしたいと思ひます。

それは、先ほど来私が質疑を繰り返しました九四連絡の問題、これは河野さんから三代にわたる事柄であります。非常に複雑であり、地元におきましても不明朗な感情を持つておるわけであります。幸いに公団がまだ最終的なあれになっていないようでありますから、当委員会がぼおとしたような態度をとつておつてはいけません。それで、實際の狀態を把握するために、適當な機会に現地の調査に御派遣になる機会を失わぬようにお願いしたい。

○田村委員長 ただいまの井谷君の御要望であります。しかるべき機会に理事会にはかりまして、できる限り御要望に沿うように委員長としては取り計らいをいたしたいと思ひますから、さよう御承知おきを願ひます。

○田村委員長 連合審査会開會に關する件についておはかりいたします。

本委員会に付託になっております交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、地方行政委員会から連合審査会開會の申し入れを受けておりますので、この際、これを受諾し、連合審査会を開會することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお開會の日時等につきましては、地方行政委員長と私とで協議の上決定いたしたいと思ひま

す。
本日は、この程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散會いたします。

午後一時三十四分散會

建設委員會議録第三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三一 一六 八億円を、 八億円を

〃 〃 末〇 余万円また、 余万円、また、

七 三 末七 前年度初 前年度当初

建設委員會議録第四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

二 三 三 貧乏 貧乏

三 一 三 学校教育で 学校教育に

八 二 末九 事業費を 事業費と

〇 〃 三 つういう そうです

昭和四十一年三月二日印刷

昭和四十一年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局